

令和5年度「国内の石油天然ガス開発等の資金借入に係る利子補給金」に係る利子補給金融機関の募集について

本事業は、令和5年度予算に係る事業であることから、予算の成立以前においては、採択予定者の決定となり、予算の成立等をもって採択者とすることとします。

令和5年2月

経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油・天然ガス課

令和５年度「国内の石油天然ガス開発等の資金借入に係る利子補給金」に係る利
子補給金融機関の募集要領

令和５年２月１４日
経済産業省
資源エネルギー庁
石油・天然ガス課

経済産業省では、「国内の石油天然ガス開発等の資金借入に係る利子補給金」に係る利子補給金融機関を、以下の要領で広く募集します。応募に際しては、「交付要綱」をよくご理解の上、また、下記の点についても十分にご認識いただいた上で利子補給金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただくようお願いします。

利子補給金を応募する際の注意点

- ① 利子補給金に係る全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他不正な手段により、利子補給金を不正に受給した疑いがある場合には、経済産業省として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
なお、事業に係る取引先（請負先、委託先以降も含む）に対して、不明瞭な点が確認された場合、利子補給金の受給者立ち会いのもとに必要な応じ現地調査等を実施します。その際、利子補給金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ③ 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該利子補給金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の利子補給金のうち取消対象となった額に加算金（年１０．９５％の利率）を加えた額を返還していただきます。併せて、経済産業省から新たな補助金等の交付を一定期間（最大３６ヵ月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。現在停止中の事業者は以下 URL にて公表されています。
https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html
- ④ 利子補給金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第２９条から第３２条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続を行うこととしてください。
- ⑤ 経済産業省から利子補給金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、利子補給金の交付対象とはなりません。
- ⑥ 利子補給事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは利子補

給事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額１００万円未満のものを除く）に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません（利子補給事業の実施体制が何重であっても同様。）。

掲載アドレス：http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

- ⑦ 利子補給金で取得、または効用の増加した財産（取得財産等）を当該資産の処分制限期間内に処分（利子補給金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供すること）しようとする時は、事前に処分内容等について経済産業大臣の承認を受けなければなりません。

なお、必要に応じて取得財産等の管理状況について調査することがあります。

【１．通則】

民間金融機関等（以下「金融機関」という。）に対する国内の石油天然ガス開発等の資金借入に係る利子補給金（以下「補給金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号。）及びその他の法令の定めによるほか、国内の石油天然ガス開発等の資金借入に係る利子補給金交付要綱の（以下「交付要綱」という。）定めにより実施されるものです。

【２．事業目的】

石油・天然ガスの開発・生産設備の導入等には数百億円規模の多額の資金が必要ですが、資源価格の変動や埋蔵量の見直し等の多大なリスクが伴うため、金融機関から低利で長期の融資を受けることが困難な状況です。このため、金融機関から借り入れる金利に利子補給を行うことにより、開発事業者の金融機関からの借入条件を緩和し、国内の石油・天然ガス開発事業の促進を図ります。

【３．事業スキーム】



【４．事業内容】

国内における石油・天然ガスの開発事業に係る設備の設置に必要な資金の貸し付けを円滑に行わしめ、最も安定的なエネルギー供給源である国産の石油・天然ガスの開発促進を目的に経済産業大臣が定める「国内の石油天然ガス開発等の資金借入に係る利子補給金交付要綱」に基づいて金融機関が資金の貸付けを行う場合に当該金融機関に対して予算の範囲内において利子補給金を交付する事業です。

【５．事業実施期間】

交付決定日～令和６年３月３１日

【６．応募資格】

次の（１）から（５）までの全ての条件を満たすことのできる金融機関とします。

- （１）当該利子補給事業の遂行に必要な能力等を有していること。
- （２）当該利子補給事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- （３）令和５年度中に交付要綱に基づく対象設備への新規融資計画があること。
- （４）国が本利子補給事業を推進する上で必要とする措置を適切に遂行できる体制を

有していること。

(5) 当該補給金の利子補給対象金融機関として指定されていないこと。

※令和4年度までに「国内の石油天然ガス開発等の資金借入に係る利子補給金（国内石油天然ガス開発資金利子補給金）」の対象に指定された金融機関については、再度応募する必要はありません。

【7. 補給金交付の要件】

7-1. 採択予定件数：1件

7-2. 利子補給率・利子補給金額

利子補給率は0.4%、予算額は、27百万円（令和5年度政府予算案）です。

ただし、利子補給率が「(当該貸付契約に係る年利(%) - 0.4%) < 0.05%」となる場合は、利子補給率を「当該貸付契約に係る年利(%) - 0.05%」とします。

また、対象事業の事業費に対する利子補給を行う融資の比率については、対象事業費の50%を上限とします。

7-3. 支払額の確定方法

事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もありますのでご注意ください。

【8. 応募手続き】

8-1. 募集期間

募集開始日：令和5年2月14日（火）

締切日：令和5年3月8日（水）17時必着

※Jグランツを利用する場合、締め切り日の17時までに申請を実施したもの。

※電子メールの場合、締め切り日の17時までに到着が確認できたもの。

※郵送の場合、締め切り日の17時必着

8-2. 説明会の開催

説明会は実施しないため、質問がある場合は、令和5年2月28日（火）17時00分までにメールで行うこと。

8-3. 応募書類

- ① 補助金申請システム「J グランツ」で応募を受け付けます。J グランツでは、本申請を受け付けるとともに、J グランツで行われた申請等に対しては原則として、J グランツで通知等を行います。J グランツを利用するにはG ビズ I D の取得が必要です。G ビズ I D が取得できない場合は、郵送又は電子メールで申請してください。
- ※ J グランツでの提出方法等の詳細は J グランツに掲載しているマニュアルを参照してください。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/>

- ② 電子メールの場合には、以下の書類を「bz1-kokunairishihokyukin@meti.go.jp」宛に送付してください。その際メールの件名(題名)を必ず「国内の石油天然ガス開発等の資金借入に係る利子補給金申請書」としてください。

郵送等の場合には、以下の書類を一つの封筒に入れてください。封筒の宛名面には、「国内の石油天然ガス開発等の資金借入に係る利子補給金申請書」と記載してください。

- ・ 申請書(様式1) <1部>
- ・ 提案書(様式2) <1部>
- ・ 採択審査を行う上での必要書類<1部>

(会社概要(パンフレットなど)、直近の財務諸表など)

- ③ 応募書類に記載された情報については、審査、管理、確定、精算、政策効果検証といった一連の業務遂行のためにのみ利用します。

なお、応募書類は返却しません。

- ④ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、提案書の作成費用は支給されません。
- ⑤ 提案書に記載する内容については、今後の事業実施の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となる場合があります。

8-4. 応募書類の提出先

応募書類はJ グランツ、電子メール又は郵送・宅配便等により以下に提出してください。

< J グランツの場合 >

J グランツにログインし、本補給金を検索の上、応募に必要な事項等を入力、添付して申請してください。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

< 電子メールの場合 >

「bz1-kokunairishihokyukin@meti.go.jp」宛

メールの件名(題名)を必ず「国内の石油天然ガス開発等の資金借入に係る利子補給金申請書」としてください。

＜郵送等の場合＞

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油・天然ガス課

担当：鈴木、井形

※ J グランツを使用する場合には設立登記法人及び個人事業主以外の申請者（登記法人ではない実行委員会、組合など）は、システム利用に必要なGビズIDの取得ができません。

※ 持参及びFAXによる提出は受け付けません。資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

※ 締切を過ぎての提出は受け付けられません。郵送等の場合、配達の場合で締切時刻までに届かない場合もありますので、期限に余裕をもって送付ください。

【9. 審査・採択】

9-1. 審査・採択方法

審査は原則として応募書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリング及び現地調査を実施するほか、追加資料の提出を求めることがあります。採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。

9-2. 審査・採択基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。ただし、「6. 応募資格」を満たしていない事業については、他項目の評価にかかわらず採択いたしません。

- ① 「6. 応募資格」の内容を満たしているか。
- ② 提案内容が交付の対象となりうるか。
- ③ 提案内容が本事業の目的に合致しているか。
- ④ 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
- ⑤ 事業を遂行するための資力、資金調達能力を有しているか。
- ⑥ 事業規模及び継続性

【例】本事業により整備する〇〇施設の規模が、需要規模、施設の収益性及び事業者の財務状況等の観点から適当か。また、補給金交付目的の達成に向けて、継続的に施設運用が図られるよう客観的情報に基づき中長期的な資金計画及び修正計画が作成されているか。

- ⑦ 事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
- ⑧ 本事業の関連分野に関する知見を有しているか。
- ⑨ 本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。

- ⑩ コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。

9－3. 採択結果の決定及び通知

採択された申請者については、経済産業省のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。なお、採択されなかった理由の問い合わせには応じかねますのでご了承ください。

【10. 交付決定】

採択された申請者が、経済産業省に給付金交付申請書を提出し、それに対して経済産業省が交付決定通知書を申請者に送付し、その後、事業開始となります。なお、採択決定後から交付決定までの間に、経済産業省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。また、交付条件が合致しない場合には、交付決定ができない場合もありますのでご了承ください。

なお、交付決定後、交付対象事業者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

【11. 補給金対象経費の計上】

11－1. 補給金対象経費の区分

我が国周辺の大陸棚及びこれに準ずる陸域の深層部、山間地等開発地域から相当程度離れた地域における石油・天然ガスの開発事業であって以下の施設に関するもの。

- ① 開発井
- ② プラットホーム及びこれに搭載する機器、設備（海域のみ）
- ③ ①と同一地域に設置される採取・生産施設（陸域のみ）
- ④ ①に連絡するパイプライン、ケーブル
- ⑤ ①ないし④各設備の附属設備
- ⑥ 国内天然ガスの安定供給に寄与するLNG基地関連設備

11－2. 直接経費として計上できない経費

- ・ 直接人件費（補助事業者が本事業の遂行に要する人件費）
- ・ 建物等施設に関する経費
- ・ 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費（ただし、事業者に帰責性のない事由に基づき生じたキャンセル料等は直接経費として計上できる場合がありますので、担当者に御相談ください。）
- ・ その他事業に関係ない経費

【１２．事業実施状況の把握】

補給金事業の実施状況の把握のため、定期的に進捗状況を確認いたします。

【１３．その他の注意点】

- ① 補給金の交付については、補助金適正化法の定めによるほか、交付要綱により、交付申請書等の各種様式、事業期間中、事業終了後の手続等を定めております。また、交付決定後の補給金事業に係る具体的経理処理、確定検査を実施する際に準備しておく資料等については、「補助事業事務処理マニュアル」において基本的事項を記述しておりますので、交付決定後、補給金事業を開始される際に事前に内容を確認してください。
- ② 事業終了後に会計検査院が実地検査に入ることがあります。
- ③ 提出された企画提案書等の応募書類及び実績報告書等については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成１１年５月１４日法律第４２号）に基づき、不開示情報（個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等）を除いて、情報公開の対象となります。なお、開示請求があった場合は、不開示とする情報の範囲について経済産業省との調整を経て決定することとします。
- ④ 事業を遂行するにあたっては、関係法令を遵守してください。

【１４．問い合わせ先】

〒１００－８９０１ 東京都千代田区霞が関１－３－１

経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油・天然ガス課

担当：鈴木、井形

メール：bzl-kokunairishihokyukin@meti.go.jp

お問い合わせは電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。

なお、お問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「【問い合わせ】令和５年度国内の石油天然ガス開発等の資金借入に係る利子補給金」としてください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上